

第25回議会力向上会議記録（抄）

（29. 2. 17）

一、協議事項について

冒頭、案件に入るに先立ち、自由民主党・市民クラブの池尻議員に代わり、野村議員が出席する旨、座長より報告があった。

次に、前回の会議で持ち帰りとなった次の事項に関する正副座長案について、各会派等の意向聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。（別紙資料参照）

1. 委員間討議について【議会基本条例第13条】

前回の会議において正副座長より、委員間討議について次年度も引き続き試行することとし、次年度1年間をかけて、会期や審議形態やスケジュールも含めた議事運営と併せて検討する中で、委員間討議のあり方を結論づけてはどうかとの提案があった。（資料1参照）

【各会派等より出された主な意見】

自由民主党・市民クラブ	委員間討議の項目等については、事前に議会運営委員会の場で調整いただきたい。
-------------	---------------------------------------

【協議結果】

正副座長案のとおり、会期や審議形態やスケジュールも含めた議事運営と併せて、次年度1年間協議を重ね、それまでは試行を続けることとなった。

2. 議会基本条例の検証について

前回の会議において、「堺市議会基本条例新旧対照表（案）」の一部について法制執務上の微修正を行ったことが説明された。また、大規模震災等の発災時において継続して担う議会の役割及び責務を明記した新たな正副座長（案）が示され、議会基本条例の中に理念を盛り込む改正を行い、これを根拠とした計画を1年間かけて立てていきたいと説明があった。（資料2参照）

【各会派等より出された主な意見】

公明党 堺市議団	具体的な計画策定については、ワーキンググループ等を立ち上げてはどうか。
ソレイユ堺	具体的な計画策定については、ワーキンググループ等を立ち上げて議論をするべきではないか。

【協議結果】

正副座長案のとおり、議会基本条例を改正することを合意した。なお、本件に係る議案は2月23日の議会運営委員会に提案することを確認した。

3. 政務活動費について

前回の会議において、正副座長から提案のあった「政務活動費運用指針の体系的整理」「政務活動費領収書等のインターネット公開」及び「政務活動費の運用指針の改正案」について、各会派等の意向聴取を行い、協議を行った。

(1) 政務活動費運用指針の体系的整理について（資料3参照）

【協議結果】

本件については、正副座長案の体系的整理案のとおり実施することとし、改めて議会運営委員会に提案することを確認した。

(2) 政務活動費領収書等のインターネット公開について（資料4参照）

【各会派等より出された主な意見】

自由民主党・ 市民クラブ	・業者名の公開については、議員と業者との関係の中で金額が設定されている場合もあるため、業者名の公開は差し控えるべきである。 ・比較見積もり書の採用しなかった分の業者名等までも公開するのはどうかと考える。
長谷川 俊英議員	情報公開条例に基づいた原則どおりの公開でよいと考える。

【協議結果】

本件については、正副座長案のとおり実施することとし、改めて議会運営委員会に提案することを確認した。

ただし、インターネット公開に際して、10万円以上30万円未満の備品を購入した場合において、提出する比較見積もり書の採用しなかった分の業者名等を公開するか否かについては、各会派等で持ち帰り、2月21日の議会力向上会議において改めて協議することとなった。

(3) 「政務活動費の運用指針」の改正案について（資料5参照）

【各会派等より出された主な意見】

長谷川 俊英議員	旅費の考え方について、実費に昼食及び夕食代を含めてよいのか検討する必要があるのではないかと考える。
----------	---

【協議結果】

本件については、正副座長案のとおり実施することとし、改めて議会運営委員会に提案することを確認した。

ただし、旅費の考え方については実費を充当できるとしたが、実費に昼食及び夕食代を含んで考えるべきか否かについては、各会派等で持ち帰り、2月21日の議会力向上会議において改めて協議することとなった。

(4) その他、検討事項

次に、以下の4項目について、各党派等の意向聴取を行い、協議を行った。

- ①按分に対する考え方
- ②事務所・自動車（自家用）等の維持・補修費の取り扱い
- ③備品台帳の取り扱い
- ④自動車・備品・事務機器のリースの取り扱い

【各党派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	<ul style="list-style-type: none">・按分については、積み重ねられた判例がないため、基準をつくったところで法的根拠ともならない。そのため、按分の基準を決めることについては時期尚早と考える。・個人に依頼したポスティングについては、継続して行えば生業になると考えるため、原則、統一的に扱った方がよいと考える。
公明党 堺市議団	<ul style="list-style-type: none">・按分については、使用実態に基づいて按分を行う。一定の基準を決めたとしても判例で覆ることもある。明確な使用実態があるにもかかわらず按分割合の上限を決めて支出することは適当ではなく、使用実態が証明できればそのまま支出してよいと考える。・事務所、自動車（自家用）等の維持、補修費の取り扱いに関して、資産形成に資するところについては、政務活動費を充当することは難しいと考える。・備品台帳の取り扱いについて、10万円以上の備品を記載し、様式には除却欄を追記、またその写しを議長に提出することとする。・自動車・備品・事務機器のリースの取り扱いについては、30万円以上のものについてはリースによることとする。
ソレイユ堺	<ul style="list-style-type: none">・按分の考え方については、有識者等を入れたプロジェクトチームをつくり、按分割合の根拠づけをしっかりとし、具体の経費ごとに二分の一、三分の一といった按分割合を決めるための検討を行っていただきたい。・個人に依頼したポスティングにかかる提出書類については、実態に即していないため、改善を進めていくべきである。
自由民主党・ 市民クラブ	<ul style="list-style-type: none">・リース車の取り扱いと同様に、自動車（自家用）の維持・補修費にも政務活動費を充当できるという運用は、そのまま残すべきである。
日本共産党 堺市議会議員団	<ul style="list-style-type: none">・市民からの検証に耐えられるように運用指針を改正していかなければならない。・備品台帳の取り扱いについては、10万円以上の記載で問題ないと考ええる。

長谷川 俊英議員	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで問題提起してきた費用が少額なポスティングや個人に依頼したポスティングに際しての提出書類について、検討事項として残していただきたい。 ・備品台帳の取り扱いについては、10万円以上の記載でよいが、透明性という点から、一定金額以上の備品は記録を残しておいた方がよいと考える。 ・按分については、他議会の状況を調べて、一定の按分基準は決めておいた方がよいと考える。 ・事務所・自動車（自家用）等の維持・補修費の取り扱いについて、市民の理解を得られないグレーな部分の支出は避けるべきである。
----------	--

【協議結果】

以下の項目については、各会派等で持ち帰り、2月21日の議会力向上会議において改めて協議することとなった。なお、按分に対する考え方については、他市議会の事例を調査したうえで、次回会議において提示することを確認した。

(ア) 按分の考え方に関して、以下の考え方について検討する。

- ①按分の基準は設けず、実態に応じて按分する。
- ②原則として、実態に応じて按分するが、按分の割合を定めることが困難なものについては、一定の按分割合を定めておく。
- ③すべてにわたって一定の按分割合を定める。

(イ) 事務所・自動車（自家用）等の維持・補修費の取り扱いを認めるか否かについて

(ウ) 備品台帳について

- ①フォーマット（別紙）の内容について、
- ②備品台帳の写しの議長への提出について

(エ) 自動車・備品・事務機器のリースを利用した場合、議員を辞めた後の残りのリース期間の取り扱いをどうするかについて

(オ) 個人に依頼したポスティングについては、委託契約書をもって見積書・請求書の提出を省くことの是非について

4. その他

木畑議員より、委員会開催時に委員席に席札を設置してはどうかとの意見があった。また、議員を対象とする研修会について、一般公開すべきではないかとの意見があり、これらのことについて、各会派等で持ち帰り協議することとなった。